

夕日ヶ丘聖母幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 学校法人島根信望愛学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 夕日ヶ丘聖母幼稚園
- (2) 所在地 島根県浜田市殿町55-1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 夕日ヶ丘聖母幼稚園（以下「当園」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条、第23条及び第24条の規定及びキリスト教精神に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて心身共に健全な発育と明るい善良な性格の陶冶を助長する事を目的とする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第3条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は園児の数により変動することがある。

- (1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

- (2) 主任教諭 1名

主任教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

- (3) 教諭 4名（常勤3名、非常勤1名）

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

クラス担任 1名（常勤）

クラス補助 3名（常勤2名、非常勤1名）

- (4) 事務員 1名（非常勤）

事務員は、園の管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(5) 給食調理員 1名(非常勤)

給食調理員は、給食の調理をする。

(学期)

第5条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学年末休業(3月22日から3月31日まで)

(3) 学年年始休業(4月1日から4月7日まで)

(4) 夏季休業(7月21日から8月31日まで)

(5) 冬季休業(12月21日から1月7日まで)

(6) その他 園長が特に定める日

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、午前8時30分から午後2時とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年浜田市条例第32号)第13条第1項の規定によ

り、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、毎月、施設整備費として400円、冷暖房費として500円の特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、次の実費を徴収する。

主食費 月額 330円

副食費 月額 2,070円

※副食費の徴収免除対象者について

以下に該当する場合は、副食費の徴収を免除とする。

①年収360万円未満相当の世帯の子ども

②所得階層にかかわらず、第3子以降の子どもであって、以下の算定基準を満たすもの。

【第3子以降の子どもの算定基準】

○年収360万円未満相当：年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計を含む）

○年収360万円相当以上

第1号認定子ども：小学校第3学年修了前（同一世帯内のみ）

（広域入所児童については、各市町村の基準による）

4 その他の費用

当園への入園手続として、入園検定料3,000円を徴収する。親子教室からの入園は半額とする。

（利用定員）

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

1号 35人

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第10条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第9条に定める利用定員の総数を超える場合には、浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第11条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措

置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第15条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第16条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第17条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。